

仙台市交通政策推進協議会設置要綱

(令和元年 6 月 28 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 本市における交通政策の基本的な考え方や個別の施策を定める計画（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 5 条に規定する地域公共交通計画を含む。）（以下「計画」という。）の策定及び計画に基づく個別の施策の実施に当たり、有識者等の意見を反映させ、もって本市における交通政策の推進を図るため、仙台市交通政策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 計画に基づく個別の施策の実施に関すること
- (3) その他本市における交通政策に関すること

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 24 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、関係機関又は本市の職員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内で市長が定める期間とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうちからあらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、会長は、緊急の必要があり会議を招集することが困難なときその他やむを得ない事情があるとき又は軽微な事項について協議する場合であって会議を招集する必要がないと認めるときは、委員に期日を定めた書面を送付し、委員の過半数が当該期日までに回答することをもって会議に代えることができる。

(監査)

第7条 協議会に監査委員を2名置く。

2 監査委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 監査委員は、協議会の会計を監査し、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第8条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市整備局総合交通政策部交通政策課及び公共交通推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から実施する。

附 則 (令和3年6月1日改正)

この改正は、令和3年6月1日から実施する。

附 則 (令和5年3月28日改正)

この改正は、令和5年3月28日から実施する。